

## 隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル実施要領

### 1. 目 的

新庁舎の建設に際し、来庁者及び職員等にとって、快適で機能的なオフィス環境と、町民サービスと事務効率の向上、安全性の確保ができる新庁舎建設を実現するため、新庁舎建設基本設計・実施設計と併行し、現庁舎の文書や備品等の現状把握、町民の利便性に最大限配慮した窓口レイアウト、新庁舎での各課のレイアウト、サイン計画、諸室の配置の最適化をはかる隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務を委託するにふさわしい適性を備えた受託者を選定することを目的として実施する。

### 2. プロポーザルの概要

#### (1) 業 務 名

隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務

#### (2) 業 務 内 容

別紙「隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務仕様書」による

#### (3) 履 行 期 間

契約締結の日の翌日から平成 30 年 3 月 23 日を予定している

#### (4) 予 算 額

18,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 事 務 局

隠岐の島町大規模事業課

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8580

E-mail : [daikibo@town.okinoshima.shimane.jp](mailto:daikibo@town.okinoshima.shimane.jp)

### 4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を

いう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
  - (ア) 親会社と子会社の関係
  - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
  - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
  - (エ) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (6) 平成18年4月1日以降に延床面積3,000㎡以上の地方公共団体発注の新庁舎建設に係る「現状レイアウト調査」、「レイアウト設計」、「備品調達・転用支援」など一連の業務の受託実績を有する者であること。

## 5. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に4.参加資格の第1号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

## 6. 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、プレゼンテーション及びヒアリング以降の日程については変更する場合があります。

実施内容	実施期間又は期日
募集の公告（実施要領等の配布）	H29.2.1(水)
参加表明書等の受付期間	H29.2.1(水)～H29.2.14(火)午後5時迄
質問書受付期間	H29.2.1(水)～H29.2.9(木)午後5時迄
質問書の回答期限	H29.2.10(金)午後5時迄
参加資格審査通知及び企画提案書等提出要請	H29.2.16(木)
企画提案書等の提出期間	H29.2.16(木)～H29.3.1(水)午後5時迄
プレゼンテーション及びヒアリング	H29.3.6(月)
結果の通知	H29.3.8(水)

## 7. 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付します。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

- (1) 公告文
- (2) 隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル実施要領
- (3) 隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務仕様書
- (4) 隠岐の島町新庁舎建設基本計画 (案)
- (5) 各種様式

## 8. 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施します。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書(様式第1号)により提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年2月9日(木) 午後5時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出書式 質問書(様式第6号)
- (4) 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けません。なお、電子メールの表題は「隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル質問書」とし、送信して下さい。
- (5) 回答期限 平成29年2月10日(金)
- (6) 回答方法 参加表明書提出者全員に対して電子メールにて回答書を送付します。

## 9. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 平成29年2月14日(火) 午後5時(必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類(各1部)
  - (ア) 参加表明書(様式第1号)
  - (イ) 会社概要(様式第2号)
  - (ウ) 業務実績書(様式第3号)
  - (エ) 委任状(必要な場合)
  - (オ) 商業登記簿謄本(写し)
  - (カ) 財務諸表(写し)
  - (キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)

## 10. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 平成 29 年 3 月 1 日(水) 午後 5 時 (必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送

### (4) 提出書類

#### (ア) 企画提案書表紙 (様式第 4 号)

- ① 1 部提出。

#### (イ) 業務実施体制

- ① 6 部提出。
- ② 様式自由。ただし A 4、2 枚 (A 3 であれば 1 枚) 以内
- ③ 文字サイズは 10.5 ポイント以上
- ④ カラー可、図、絵、写真等の使用は可
- ⑤ 本業務遂行にあたり必要な次の事項について記載すること。
  - 業務の実施方針
  - 業務の実施体制
  - 業務実施上特に配慮する事項

#### (ウ) 予定技術者調書 (様式第 5 号)

- ① 6 部提出。
- ② 担当者 1 人に付き 1 枚作成すること。

#### (エ) 企画提案書

- ① 6 部提出。
- ② 様式自由。ただし、A 4、6 枚 (A 3 であれば 3 枚) 以内
- ③ 文字サイズは 10.5 ポイント以上
- ④ カラー可、図、絵、写真等の使用は可
- ⑤ 次の提案課題を所定枚数以内で簡潔に記載すること

**【テーマ 1】** 来庁者にとってわかりやすくサービス向上につながるフロー環境について

**【テーマ 2】** 快適で機能的な執務空間の整備について

**【テーマ 3】** 経済的かつ効率的、安全に配慮した備品整備計画について

**【テーマ 4】** 自社の独自性・優位性について

#### (オ) 参考見積書

- ① 1 部提出。
- ② 様式自由。
- ③ 本業務の消費税及び地方消費税を除いた参考見積もり額を記載する。

## 11. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、参加者から企画提案書類に係るプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を実施する。なおプレゼン等に参加しない場合は、採点は行わな

い。

- (1) 開催日 平成 29 年 3 月 6 日 (月)
- (2) 場 所 隠岐の島町役場
- (3) 時間構成 発表時間 40 分程度  
(プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 20 分程度)

(4) 留意事項

- (ア) プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は 3 名以内 (パソコン操作員含む) とする。
- (イ) プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- (ウ) パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

## 12. 審 査

(1) 審査委員会

参加表明書、企画提案書の審査、評価及び最優秀者の選定は隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明書及び企画提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

	役 職	氏 名
委員長	隠岐の島町 副町長	大庭孝久
副委員長	隠岐の島町 総務課長	八幡 哲
委員	隠岐の島町 財政課長	渡部 誠
委員	隠岐の島町 町民課長	名越 玲子
委員	隠岐の島町 建設課長	山崎 龍一

(2) 第一次審査 (書類審査)

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

(3) 第二次審査 (企画提案書審査、プレゼン等)

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

(5) 審査項目と配点

審査項目と配点割合は、次のとおりとする。

評価項目	評価点	評価基準
業務実績	15点	別表1
業務実施体制	15点	別表1
企画提案書	40点	別表2
プレゼン等	10点	別表3
参考見積	20点	別表3

13. 費用負担

本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

14. 業務委託の契約の締結

- (1) 町は、最優秀者を相手方とし、契約交渉を行うものとする。なお、業務委託金額は提出された見積書の金額に消費税を加算した額を上限とする。
- (2) 最優秀者が選考後、参加資格要件等を満たさないと認められた場合及び契約が成立しない場合は次順位者と契約交渉を行うこととする。
- (3) 本業務は、平成29年度予算が議会に承認された場合に、契約するものとする。

15. その他

- (1) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (2) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (3) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 審査の経緯及び結果については異議申し立ては受け付けない。
- (6) 特定された企画提案書の提案内容は実際の設計にそのまま採用されるものではない。

別表 1

## 評 価 基 準 1

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務実績	受託業務の規模や内容を総合的に判断	15	12	9	6	3
業務実施体制	的確に業務を遂行できる体制や配置される従事者の実績・能力等の状況	15	12	9	6	3

別表 2

## 評 価 基 準 2

評価項目	評価の着眼点		評価及び評価点数				
			極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
企画提案書	テーマ 1	有効性	5	4	3	2	1
		独創性	5	4	3	2	1
	テーマ 2	有効性	5	4	3	2	1
		独創性	5	4	3	2	1
	テーマ 3	有効性	5	4	3	2	1
		独創性	5	4	3	2	1
	テーマ 4	有効性	5	4	3	2	1
		独創性	5	4	3	2	1

別表 3

## 評 価 基 準 3

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数				
		極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
プレゼン等	本業務に積極的に取り組む姿勢が伺われるか	10	8	6	4	2
参考見積	業務コストの妥当性	20	16	12	8	4